平成２３年（フ）第２１３７号
福岡県福岡市博多区那珂１丁目12番９号
破産者　株式会社協和工芸社
異議申述期間　平成26年１月17日まで
平成25年11月18日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３３号
熊本県山鹿市鹿本町来民1639番地１ブレマ平野Ｃ棟202号
破産者　徳永奈由美
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１００４号
広島市西区草津港１丁目８番１号広島中央卸売市場水産棟103
清算株式会社　寿フーズ株式会社
代表清算人　八百城　昇
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１０１号
和歌山県海南市七山711番地の１
清算株式会社　貴志川不動産株式会社
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（ヒ）第１０７号
福岡県飯塚市平恒432番地６
清算株式会社　株式会社東京さかえ屋
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（ヒ）第１０８号
福岡県飯塚市平恒432番地６
清算株式会社　株式会社ＳＥＲＧＥ　ＪＡＰＯＮ　ＣＯ．ＬＴＤ．
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（ヒ）第１０９号
福岡県飯塚市平恒432番地６
清算株式会社　株式会社ＡＦＣＯ
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（ヒ）第１１０号
福岡県飯塚市平恒432番地６
清算株式会社　株式会社花林冬
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（ヒ）第１１１号
福岡県飯塚市平恒432番地６
清算株式会社　株式会社遠賀屋
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０７０号
東京都中央区日本橋２丁目15番３号ヒューリック江戸橋ビル８階
清算株式会社　ミューズ貿易株式会社
代表清算人　熊谷　和夫
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定案においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①ミューズ貿易株式会社	清算株式会社
②別表「弁済予定表」	弁済予定表
③弁済予定表「債権者名」欄記載の各債権者	協定債権者
④平成25年９月12日（特別清算手続開始決定日）	基準日
⑤「弁済予定表配当基準額」欄記載の各金額	配当基準額

２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
３　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
４　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座宛に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は協定債権者の負担とする。
５　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者毎に全ての債権を合算して１つの債権とみなし、弁済額を決定する。なお、基準日以降に協定債権の譲渡等により協定債権者に変更があっても、当該変更前の協定債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　協定債権
１　定義
本協定における協定債権とは、特別清算債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　債権債務の確認
協定債権者と清算株式会社とは、協定債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、弁済予定表「債権元本残高」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
３　協定債権の弁済
⑴　協定債権に対する弁済は、弁済予定表「配当基準額」を基準として行う。
⑵　協定債権者は、協定債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、弁済を受ける。
①　弁済額
一般債権に対する弁済は、弁済予定表「弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額（以下「配当原資」という。）を基に、「配当基準額」にて按分した金額を②記載の方法により支払うことにより行う。その金額は弁済予定表「弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「弁済額」という。）。
②　弁済の方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、弁済額を弁済する。
⑶　追加弁済
①　清算株式会社は、協定債権者に対し、全ての資産の換価処分並びに協定債権者への弁済、第４の共益的債権及び優先債権の弁済が全て完了した時から10営業日以内に、残余資金がある場合は（以下「残余資金」といい、これに配当原資を加算した金額を「合計配当原資」という。）、残余資金を原資として、後記②記載のとおりの方法により算定された金額を以て追加弁済する。
②　追加弁済額の算定に当たっては、まず、弁済予定表「配当基準額」を基準とした協定債権者毎の按分比率を以て、合計配当原資に乗じた金額（以下「確定弁済額」という。）を算出する。そして、算出された確定弁済額から弁済額を控除した金額を以て協定債権者に対する追加弁済額とし、清算株式会社は、協定債権者に対し、当該金額を追加弁済する。
第３　債権放棄等
１　債権元本
協定債権者は、清算株式会社に対し、弁済時、弁済予定表「配当基準額」から「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。協定債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、弁済予定表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。
２　利息・損害金
協定債権者は、本件債権に対する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
３　追加弁済時の取扱
前記第２の３⑶に基づき、清算株式会社が協定債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。